

戸田市住居表示整備審議会条例

昭和41年4月1日条例第13号
改正 昭和56年9月28日条例第26号
昭和59年3月27日条例第14号
平成12年12月19日条例第51号
令和元年7月2日条例第10号

(設置)

第1条 住居表示整備に関する取組を円滑に、かつ、合理的に実施するため、戸田市住居表示整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 住居表示整備の方法に関すること。
- (2) 町又は字の区域及び名称に関すること。
- (3) 街区の設定に関すること。
- (4) その他住居表示整備に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 関係行政機関及び関係団体の職員 4人以内
- (3) 町会連合会の代表 2人以内

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、住居表示整備を実施する地域の関係者を委員として委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項の委員の任期は、当該地域に係る審議の期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 審議会が特に必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議公開の原則)

第7条 会議は、公開するものとする。

2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことについて合理的な理由があるとき又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。

附 則(昭和59年条例第14号)

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第51号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。